

岐阜県公報

目次

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指 定 解除予定保安林とする旨の通知 道路の供用開始 道路の区域変更	(廃棄物対策課) 五七七 (治山課) 五七七 (道路維持課) 五七八 (同) 五七九
---	---

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始	(収用委員会) 五七九
------------	-------------

公示

落札者等に関する公示	(税務課) 五八〇
同	(情報企画課) 五八〇
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 五八一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同) 五八一
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課) 五八一
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地計画課) 五八二
羽島都市計画の図書の縦覧	(都市政策課) 五八二
土地改良区役員の退任及び就任	(揖斐農林事務所) 五八二

告示

第二千八百十号
平成二十二年九月七日

(火曜日)

岐阜県告示第四百九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一七七	本巣市早野字村東道上二六八一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地
一六八	二の二の一部、一六九の一部	

岐阜県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

平成二十二年九月七日

恵那市長島町久須見字洞一三〇二の一八、一三〇二の二六、一三〇二の二七、一三〇二の三三から一三〇二の三九まで、一三〇二の二から一三〇二の三三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

下呂市小坂町落合字御岳三三七六の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
都道府県立公園事業用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

下呂市小坂町落合字御岳三三七六の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
都道府県立公園事業用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は他の告示年月日）
県道	御高線 犬山線	可児市中恵土字西浦二一八二番一地从先から 同市同字同二二七八番六地先まで	四・〇	平成 三三・九・七	平成 三三・三・三	

岐阜県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は他の告示年月日）

県道	恵那線 御高線	瑞浪市釜戸町字裏山一〇六 九番二一〇二地先地内	瑞浪市大湫町字割山二二二 番二地先地内	三・五	三・六	三・九・七	三・三・三
				三・五	三・六	三・九・七	三・三・三

岐阜県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道	路線名	四百十八号	区	恵那市武並町竹折字横平一三〇二番一地从先から同市同町同字同官公有無番地先（一三五〇番）まで	区域	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
						別前変区 後更域	ハ 〇 二 四 〇	ハ 〇 二 六 七 二	
						後	ハ 〇 二 四 〇	二 六 七 二	

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十二年九月七日

岐阜県収用委員会
会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

一級河川木曾川水系長良川床上浸水対策特別緊急事業（岐阜県岐阜市加野字堤東地内から同市芥見町屋二丁目地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 岐阜県関市側島字島崎

地番	五四八九番	地目	公簿	積 (m ²)	実測	積 (m ²)	収用しようとする土地の面積 (m ²)
	原野	原野	公簿	二七四	二五〇六	二五〇六	

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県土木整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	(七) 西田 清次の法定相続人 鈴木 由紀子 鈴木 由紀子	住所	愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字御堂一五八番地 愛知県一宮市笹野字宮西三三番地 岐阜県岐阜市向加野二丁目一四番一四号 岐阜県岐阜市加野四丁目一五番三号
氏名	西田 富夫	住所	岐阜県岐阜市加野四丁目一五番三号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十二年八月二十日

岐阜県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十二年九月七日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

一 起業者の名称
岐阜県

二 事業の種類

一級河川木曾川水系長良川床上浸水対策特別緊急事業（岐阜県岐阜市加野字堤東地内から同市芥見町屋二丁目地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 岐阜県関市側島字島崎

地番	地目		積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
五四九〇番	畑	原野	元	九〇・四八	八七九八

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県国土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、土地登記簿表 題部所有者	

下野 甚助

住所不明

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十二年八月二十日

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システム機器等の賃貸借、設置設定業務及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成22年6月15日
- 4 落札者を決定した日 平成22年7月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 名古屋市中東区東桜1丁目1番10号
N T T フォーテックス株式会社東海支店
支店長 皆吉 直樹
- 6 落札金額 446,880,021円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県総務部税務課
所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 システム統合運用管理委託業務 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
 - 4 契約の相手方を決定した日 平成22年7月23日
 - 5 契約の相手方の氏名及び住所 東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターネット
テクノ株式会社
代表取締役社長 程 近雄
 - 6 契約金額 598,500,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
所在地 岐阜県岐阜市東田町2丁目1番1号
- 特定非営利活動法人の設立認証申請
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。
- 平成二十二年九月七日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 一 申請のあった年月日 平成二十二年八月十九日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜キングス・ガーデン
 - 三 代表者の氏名 三谷 六郎
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良宮口町三丁目二番地一
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、住民参加と自立支援及び相互扶助の精神

で、在宅での介護・援助が必要な高齢者やその家族、その他の援助を必要とする人々に対して、愛をもって仕え、地域社会に根ざした介護サービスに関する事業を行い、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくりと、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十九日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りあいらず和
 - 三 代表者の氏名 山口 佐織
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町初納字八講田五番地一
ガーデン二二三号
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、ハンディキャップのある方（高齢者を含む）に対して、生活支援、外出支援を行い、誰もが地域の中で生きる事ができる社会の実現を目指し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
- なお、その意見書は平成二十二年九月七日から一か月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)パロー高山南店
高山市花里町二丁目八一番一 外
- 二 意見の概要
高山市長の意見

・周辺には小学校や病院があり、市道天満上岡本線や市道千鳥花里線は交通量も多く、事故も多発している箇所であるため、児童・歩行者の安全な通行に配慮するとともに円滑な道路交通の確保に努めること。

・騒音の発生や影響が小さくなるよう、不必要なアイドリングや荷さばき作業時における騒音の発生を抑制するよう来店者・従業員・関係事業者への周知・教育に努めること。

(届出事項 新設)

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
瑞浪東部地区	瑞浪市役所	平成二二・九・七から 同二二・一〇・七まで

羽島都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十

一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
羽島都市計画下水道
羽島市公共下水道
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住居	所
揖東土地改良区	平成三・八・九	理事	加納 準一	揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	
			水野 芳晴	同	野 二二八三番地
			岡田 拓美	同	相羽 二七一一番地
			山岸 壽一	同	麻生 二五六番地
			所 修身	同	西方 四三四番地
			林 忍	同	稲富 一三〇九番地
			長屋 正	同	上秋 一一一六番地一

就任した役員

土地就任
改良区名 年月日
揖東土地 平成
改良区 三・八・二〇

役員氏名	住所	所
同 山本末男	牛洞 四〇五番地一	
同 小森三一	中之元五七五番地一	
同 大野誠	揖斐郡揖斐川町 福島 二四番地	
同 岡部栄作	長良 五〇七番地一	
同 桑原一明	揖斐郡大野町大字領家 四三六番地二	
同 加納峰雄	公郷 三二〇五番地	
同 野村勝之	上磯 四八六番地一	
監事 堀増男	寺内 一五一番地一	
同 杉原春義	下磯 六三二番地	
理事 加納準一	揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	
同 若原基	下方 九四六番地	
同 若原國夫	黒野 五〇二番地一	
同 大久保善教	大野 三六九番地二	
同 水野芳晴	野 二八三番地	
同 河野功	古川 五四五番地二	
同 松井義信	稲富 二二四一番地	
同 片桐満	松山小字松山二二番地	
同 小森三一	中之元五七五番地一	
同 青木信嘉	揖斐郡揖斐川町 清水 一八九番地一	
同 山下紀美	同 島 二四一番地一	
同 清水信義	揖斐郡大野町大字大衣斐一五九番地一	

同 野村實	公郷 一九三七番地
同 野村勝之	上磯 四八六番地一
監事 山岸壽一	麻生 二五六番地
同 秋森一	牛洞 五五〇番地

平成二十二年九月七日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一號

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター